

「未婚」の児童扶養手当受給者の方に 給付金が支給されます。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

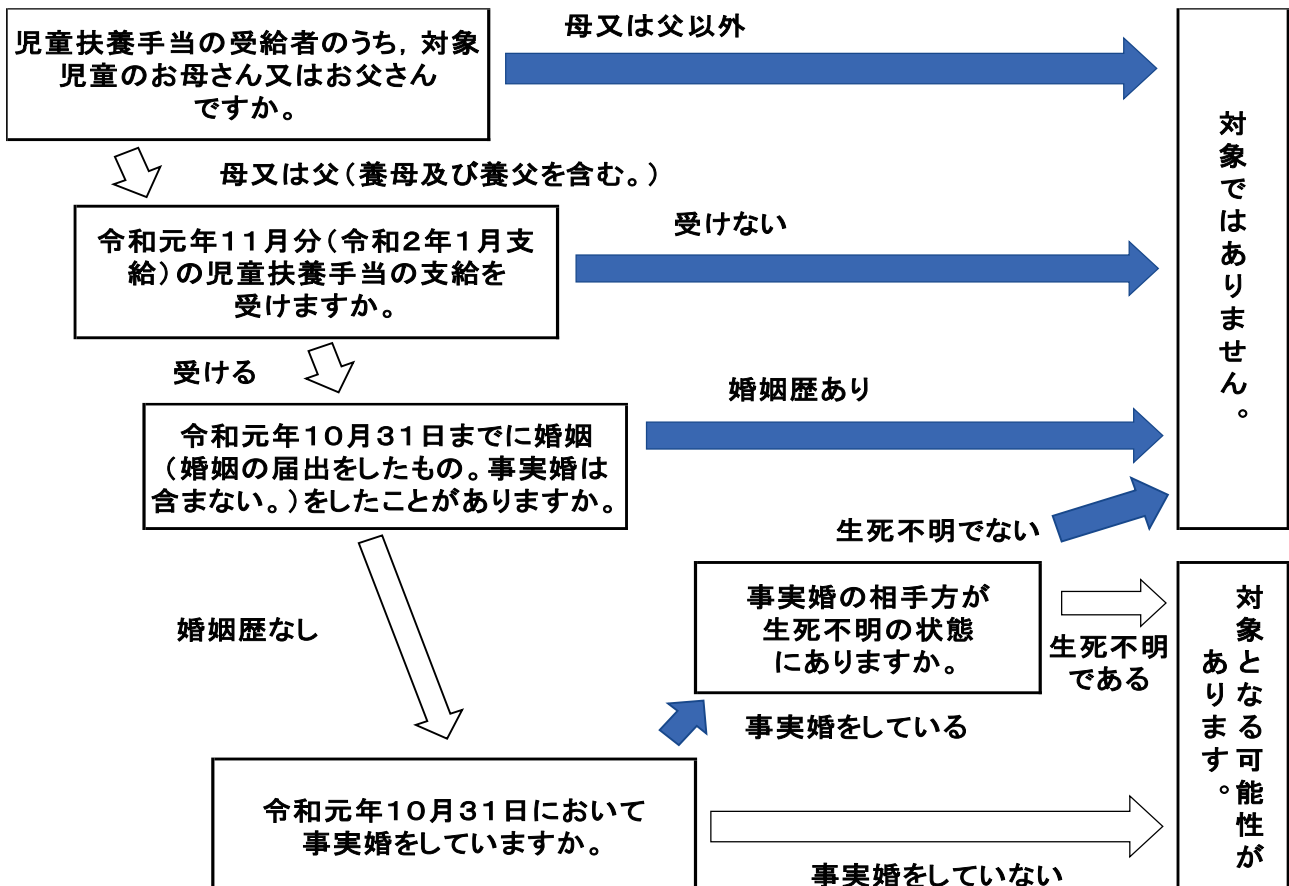
※ 児童扶養手当受給者すべてが対象の制度ではありません。ご了承ください。

1 支給要件

次のすべてを満たす方が対象です。

- (1) 令和元年(2019年)11月分(令和2年(2020年)1月支給)の児童扶養手当の支給を受けるお母さん又はお父さん(養母及び養父を含む。)
- (2) 令和元年(2019年)10月31日までに、一度も婚姻(法律婚)をしたことがない方
- (3) 令和元年(2019年)10月31日時点で事実婚をしていない方又は事実婚相手の生死が明らかでない方

<参考>支給対象者 確認 フローチャート



(裏面も必ずご確認ください)

2 申請期間

令和元年（2019年）7月1日（月）～令和元年12月2日（月）

※ やむを得ず期間内に申請ができなかった場合は期間終了後も申請を受付けさせていただきます。いただける場合がありますので、下記の間合せ先までご相談ください。

3 支給額

17,500円（お子さんの数にかかわらず一律です）

※ 期間中に申請いただいた場合は、児童扶養手当 令和2年（2020年）1月定期支払日（1月10日）に口座振込でお支払いします。

4 申請方法

下記の添付書類を添えて申請書をご提出ください。

申請先：お住まいの区の区役所又は支所 子どもはぐくみ室子育て推進担当
（京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当）

受付時間：月～金 午前8時30分～午後5時（祝日は休み）

添付書類

（1）申請者及び児童の戸籍謄本（全部事項証明書）

※ 申請者と児童が同一の戸籍の場合は、1通で構いません。

※ 原則、申請日の1か月以内に取得したものを提出ください。

※ 戸籍は本籍地を管轄する市区町村役場で請求できます。京都市内を本籍とする戸籍関係証明書については、京都市内の区役所・支所・出張所及び各証明書発行コーナーのいずれでも請求可能です。また、本籍地を管轄する市区町村役場に対して郵便による請求も可能です。

（2）振込先として指定する口座についての確認書類（通帳又はキャッシュカード）

※ 児童扶養手当の振込口座以外への振込みを希望する場合のみ

※ 児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きのために来所された際に、給付金の申請受付を同時に行うことができます。

5 留意点

（1）8月にご提出いただく児童扶養手当の現況届の審査の結果、11月分手当（1月支給分）が全部支給または一部支給となる方が対象です。

全部停止となる方は対象ではありません。

（2）支給対象者の方が10月31日までに京都市から転出される場合は、転出先の市町村で申請をしていただく必要があります。すでに京都市に申請をされていて、転出先での再申請に必要な戸籍等の書類の返却を希望される場合は、児童扶養手当転出届の提出の際にお申し出ください。

（3）支給対象者の方が10月31日以降に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金が支給されます。

（4）申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年2月28日までに、本市が申請者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。

（5）給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。

問合せ先：京都市 子ども家庭支援課(TEL:075-746-7625)

(受付時間：月～金 午前8時45分～午後5時30分（祝日は休み）)